



国の緊急事態宣言全国解除を受け 本市の観光地・観光施設等については、6月1日(月)から 「新しい生活様式」を徹底の上、御利用願います

- 5月25日(月)、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言を継続していた5都道県について、政府は解除を発表しました。しかしながら、過度の緩みが生じないように、5月末までは都道府県をまたぐ移動を避けるよう求められています。
- つきましては、感染拡大防止の観点から、観光地及び観光施設等への来訪を5月末までは自粛いただくとともに、6月1日(月)からはいわゆる「3密」を避けるなど、「新しい生活様式」を徹底した上で御利用いただきますよう、お願いいたします。
- 徳仙丈山については、短期間に多くの人出が見込まれることから、引き続き市民も含め、今年度のツツジ開花時期における入山自粛をお願いします。
- なお、政府の対策本部が決定した「基本的対処方針」に従い、当面は県内観光の振興から徐々に取り組みこととし、県境をまたいだ観光客の呼び込みについては、6月19日(金)以降、状況を踏まえながら段階的に進める予定です。

1 観光地駐車場について

本吉、階上、大島、唐桑各地区の観光地駐車場は、6月1日(月)午前9時から閉鎖を解除します。

2 観光地への来訪にあたって

田東山、岩井崎、龍舞崎、亀山、巨釜・半造等への来訪については、5月末までは自粛いただくとともに、6月1日(月)以降は下記に留意の上、御利用願います。

- ・ 事前に体温測定・健康チェックの上、発熱又は風邪の症状がある場合は、無理をせず外出をお控えください。
- ・ 展望台等では密集を避けるため、お互い譲り合って御利用ください。
- ・ 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けるよう心掛けてください。
- ・ 会話の際は、症状がなくてもマスクを着用するほか、咳エチケットにも御留意ください。
- ・ 集中しがちな週末やお昼前後の時間帯を避けて来訪願います。

※徳仙丈山については、短期間に多くの人出が見込まれることから、引き続き市民も含め、今年度のツツジ開花時期における入山自粛をお願いします。駐車場も利用できません。

3 亀山シャトルバスについて

- ・ 6月6日(土)から、系統1(亀山駐車場と亀山レストハウスの往復)の運行を再開します。
なお、気仙沼大島ウェルカム・ターミナル施設内の産直店舗のオープンに合わせ、6月6日(土)と7日(日)の2日間限定で、系統2(田尻臨時駐車場と亀山レストハウスの往復)も運行します。
- ・ 換気のため窓を開けて運行するほか、運転手のマスク着用・体温測定、車内の消毒等、感染拡大防止に努めます。
- ・ 乗車にあたっては、座席間隔を空けた御利用、マスクの着用等について、御協力願います。
- ・ いわゆる「3密」を避けるため、状況に応じて乗車人数を制限する場合があります。

4 観光施設等について

- ・ 5月30日(土)から再開 海の市(※魚市場については、当面の間、場内の見学はできません。)
- ・ 5月31日(日)まで休館 大谷鉾山歴史資料館、岩井崎塩づくり体験館、東日本大震災遺構・伝承館、小田の浜ビーチハウス、気仙沼大島ウェルカム・ターミナル、気仙沼駅前観光案内所、鹿折金山資料館、唐桑半島ビジターセンター・津波体験館